

新

旧

京都木材規格 基準 (改正案)

京都木材規格 基準

京都府産木材認証制度運営協議会 京都木材規格検討委員会

京都府産木材認証制度運営協議会
京都木材規格 検討会

1 造作用製材

1-1 定義

製材のうち、針葉樹を材料とするものであって、敷居、鴨居、壁その他の建築物の造作に使用することを主な目的とするものをいう。

1 造作用製材

1-1 定義

製材のうち、針葉樹を材料とするものであって、敷居、鴨居、壁その他の建築物の造作に使用することを主な目的とするものをいう。

1-2 含水率

製材の日本農林規格(造作用製材の規格)の含水率基準に準じて、含水率区分を表示する。

1-2 含水率

製材の日本農林規格(造作用製材の規格)の含水率基準に準じて、含水率区分を表示する。

(1) 人工乾燥処理を施したものの含水率の基準

人工乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、下表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。

| 区分 | | 基準 (表示値以下) |
|-------|-------------|---------------|
| 仕上げ材 | SD18と表示するもの | 18% |
| 未仕上げ材 | D18と表示するもの | 18% |

| 区分 | | 基準 (表示値以下) |
|-------|-------------|---------------|
| 仕上げ材 | SD18と表示するもの | 18% |
| 未仕上げ材 | D18と表示するもの | 18% |

上表の他に含水率が15%以下のものについて、仕上げ材では「SD15」、未仕上げ材では「D15」との表示を可とする。

上の表の他に含水率が15%以下のものについて、仕上げ材では「SD15」、未仕上げ材では「D15」と表示することを可とする。

(2) 天然乾燥処理を施したものの含水率の基準

天然乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、含水率が30%以下であること。

1-3 寸法

製材の日本農林規格(造作用製材の規格)の寸法基準に準じる。

1-3 寸法

製材の日本農林規格(造作用製材の規格)の寸法基準に準じる。必要な寸法と測定した寸法との差が、次の表の左欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。ただし仕上げ材のうち、SD15と表示するものにあつては同表木口の短辺及び木口の長辺の項中「-0」とあるのは「-0.5」と、耳付材にあつては同項中「-0」とあるのは「-1.0」(木口の短辺が1.5cm未満のものにあつては、木口の短辺のみ「-0.5」と読み替えるものとする。

必要な寸法と測定した寸法との差が、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。ただし、仕上げ材のうち、SD15と表示するものにあつては同表木口の短辺及び木口の長辺の項中「-0」とあるのは「-0.5」と、耳付材にあつては同項中「-0」とあるのは「-1.0」(木口の短辺が1.5cm未満のものにあつては、木口の短辺のみ「-0.5」と読み替えるものとする。

(単位：mm)

| 区分 | | | 必要な寸法と測定した寸法との差 | | |
|------------------|-----------------|-------|-----------------|-------|----|
| 木口の短辺 及び木口の長辺 | 人工乾燥処理を施したものの | 仕上げ材 | 7.5未満 | +1.0 | -0 |
| | | | 7.5以上 | +1.5 | -0 |
| | | 未仕上げ材 | 7.5未満 | +2.0 | -0 |
| | 7.5以上 | | +3.0 | -0 | |
| | 10.5未満 | | +5.0 | -0 | |
| | 人工乾燥処理を施していないもの | | | +制限なし | -0 |
| 材 長 | | | +制限なし | -0 | |

| 区分 | | 必要な寸法と測定した寸法との差 | | |
|------------------|-------|-----------------|------|----|
| 木口の短辺 及び木口の長辺 | 仕上げ材 | 7.5未満 | +1.0 | -0 |
| | | 7.5以上 | +1.5 | -0 |
| | 未仕上げ材 | 7.5未満 | +2.0 | -0 |
| | | 7.5以上 | +3.0 | -0 |
| 未乾燥材 | | +制限なし | -0 | |
| 材長 | | +制限なし | -0 | |

(注) 耳付材の木口の長辺は、木口の短辺が6cm未満のものにあつては材長方向の中央部における横断面の上辺(平行な2直線の短い方をいう。以下同じ。)とし、それ以外のものにあつては材長方向の中央部における横断面の上辺及び下辺(平行な2直線の長い方をいう。以下同じ。)の平均値とする。

(注) 耳付材の木口の長辺は、木口の短辺が6cm未満のものにあつては材長方向の中央部における横断面の上辺(平行な2直線の短い方をいう。以下同じ。)とし、それ以外のものにあつては材長方向の中央部における横断面の上辺及び下辺の平均値とする。(平行な2直線の長い方をいう。以下同じ。)

1-4 材面の品質

材面の節の数等に応じて「無節」、「上小節」、「小節」、「並」の4区分の表示を行う。4区分の基準については、製材の日本農林規格（造作用製材）の規格に準じる。また、必要に応じて京都市が実施する「みやこ柚木認定制度」における「京一等」の基準に基づいた表示を行う。

| 区分 | | 基準 | | | |
|-------------------|---|------------------------|---|--|----------------------|
| | | 無節 | 上小節 | 小節 | 並 |
| 節 | | ないこと。 | 長径が10mm(生き節以外の節にあっては、5mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては3個以内、材長が2m以上のものにあつては4個(木口の長辺が210mm以上のもの)にあっては、6個)以内であること。 | 長径が20mm(生き節以外の節にあっては、10mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては5個以内、材長が2m以上のものにあつては6個(木口の長辺が210mm以上のもの)にあっては、8個)以内であること。 | 長径が木口の長辺の70%以下であること。 |
| 丸身 | | ないこと。 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 腐朽、虫穴及び随心 | | ないこと。 | 同左 | 同左 | 軽微であること。 |
| 割れ | 貫通割れ | 木口 | 木口の長辺の寸法以下であること。 | 同左 | 同左 |
| | 貫通割れ | 材面 | ないこと。 | 同左 | 同左 |
| | 材面の短小割れ | 割れの長さの合計が材長の5%以下であること。 | 割れの長さの合計が材長の10%以下であること。 | 同左 | 同左 |
| 曲がり | 木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの | 0.5%以下であること。 | 1.0%以下であること。 | 同左 | 同左 |
| | 上記以外の寸法のもの | 0.2%以下であること。 | 0.4%以下であること。 | 同左 | 同左 |
| そり(幅ぞりを含む。)又はねじれ | | 極めて軽微であること。 | 軽微であること。 | 顕著でないこと。 | 同左 |
| 欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ | | ないこと。 | 極めて軽微であること。 | 軽微であること。 | 同左 |
| 変色、あて、かびその他の欠点 | | 極めて軽微であること。 | 軽微であること。 | 顕著でないこと。 | 同左 |

(注) この基準の判定は、板類にあっては良面(欠点の程度の小さい材面をいう。以下同じ。)について、角類にあっては1材面ごとに行う。

【京一等】

節の長径が21mm～30mmで、生き節以外の節にあっては、埋め木処理が施されているもの。その他材面の欠点の程度は製材の日本農林規格（造作用製材）における「並」と同様。

1-4 材面の品質

材面の節の数等に応じて「無節」、「上小節」、「小節」、「並」の4区分の表示を行う。4区分の基準については、製材の日本農林規格（造作用製材）の規格に準じる。また、必要に応じて京都市が実施する「みやこ柚木認定制度」における「京一等」の基準に基づいた表示を行う。

| 区分 | | 基準 | | | |
|-------------------|---|------------------------|---|--|------------------------------------|
| | | 無節 | 上小節 | 小節 | 並 |
| 節 | | ないこと。 | 長径が10mm(生き節以外の節にあっては、5mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては3個以内、材長が2m以上のものにあつては4個(木口の長辺が210mm以上のもの)にあっては、6個)以内であること。 | 長径が20mm(生き節以外の節にあっては、10mm)以下であつて、かつ、材長が2m未満のものにあっては5個以内、材長が2m以上のものにあつては6個(木口の長辺が210mm以上のもの)にあっては、8個)以内であること。 | 長径が20mmを超え、かつ、長径が木口の長辺の70%以下であること。 |
| 丸身 | | ないこと。 | 同左 | 同左 | 同左 |
| 腐朽、虫穴及び随心 | | ないこと。 | 同左 | 同左 | 軽微であること。 |
| 割れ | 貫通割れ | 木口 | 木口の長辺の寸法以下であること。 | 同左 | 同左 |
| | 貫通割れ | 材面 | ないこと。 | 同左 | 同左 |
| | 材面の短小割れ | 割れの長さの合計が材長の5%以下であること。 | 割れの長さの合計が材長の10%以下であること。 | 同左 | 同左 |
| 曲がり | 木口の短辺及び木口の長辺が75mm以下のもの、又は木口の長辺が75mmを超え、かつ、木口の短辺が30mm以下のもの | 0.5%以下であること。 | 1.0%以下であること。 | 同左 | 同左 |
| | 上記以外の寸法のもの | 0.2%以下であること。 | 0.4%以下であること。 | 同左 | 同左 |
| そり(幅ぞりを含む。)又はねじれ | | 極めて軽微であること。 | 軽微であること。 | 顕著でないこと。 | 同左 |
| 欠け、きず、穴、入り皮及びやにつぼ | | ないこと。 | 極めて軽微であること。 | 軽微であること。 | 同左 |
| 変色、あて、かびその他の欠点 | | 極めて軽微であること。 | 軽微であること。 | 顕著でないこと。 | 同左 |

(注) この基準の判定は、板類にあっては良面(欠点の程度の小さい材面をいう。以下同じ。)について、角類にあっては1材面ごとに行う。

【京一等】

節の長径が21mm～30mmで、生き節以外の節にあっては、埋め木処理が施されているもの。その他材面の欠点の程度は製材の日本農林規格（造作用製材）における「並」と同様。

2 構造用製材

2-1 定義

製材のうち、針葉樹を材料とするものであって、建築物の構造耐力上主要な部分に使用することを主な目的とするものをいう。

2-2 含水率

製材の日本農林規格（機械等級区分構造用製材）の含水率基準に準じて、含水率区分を表示する。

(1) 人工乾燥処理を施したものの含水率の基準

人工乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、下表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数値以下であること。

| 区分 | | 基準 (表示値以下) |
|-------|-------------|---------------|
| 仕上げ材 | SD20と表示するもの | 20% |
| 未仕上げ材 | D20と表示するもの | 20% |
| | D25と表示するもの | 25% |

上表の他に含水率が15%以下のものについて、仕上げ材では「SD15」、未仕上げ材では「D15」との表示を可とする。

(2) 天然乾燥処理を施したものの含水率の基準

天然乾燥処理を施した旨の表示をするものにあつては、含水率が30%以下であること。

2-3 寸法

製材の日本農林規格（機械等級区分構造用製材）の寸法基準に準じて、寸法区分を表示する。

必要な寸法と測定した寸法との差が、同表に掲げる数値以下であること。ただし、設計計算により必要とされた寸法であつて、構造用として適当であると認められたもの（以下「認定寸法」という。）については、この限りでない。

(単位：mm)

| 区分 | | | 必要な寸法と測定した寸法との差 | | |
|------------------|-----------------|-------|------------------|------|----|
| 木口の短辺及び 木口の長辺 | 人工乾燥処理を施したものの | 仕上げ材 | 7.5未満 | +1.5 | -0 |
| | | | 7.5以上 | +2.0 | -0 |
| | | 未仕上げ材 | 7.5未満 | +1.5 | -0 |
| | | | 7.5以上 10.5未満 | +2.0 | -0 |
| | 人工乾燥処理を施していないもの | 仕上げ材 | 10.5以上 | +5.0 | -0 |
| | | | 7.5未満 | +2.0 | -0 |
| | | 未仕上げ材 | 7.5以上 | +3.0 | -0 |
| | | | 10.5未満 10.5以上 | +5.0 | -0 |
| 材 長 | | | +制限なし | -0 | |

(注) 1 たいこ材の木口の長辺は、最小横断面における平行な2直線の短い方とする。

2 仕上げ材のうち、SD15と表示するものにあつては、同表木口の短辺及び木口の長辺の項中「-0」とあるのは、「-0.5」と読み替える。

2 構造用製材

2-1 定義

製材のうち、針葉樹を材料とするものであって、建築物の構造耐力上主要な部分に使用することを主な目的とするものをいう。

2-2 含水率

製材の日本農林規格（機械等級区分構造用製材）の含水率基準に準じて、含水率区分を表示する。

| 区分 | | 基準 (表示値以下) |
|-------|-------------|---------------|
| 仕上げ材 | SD20と表示するもの | 20% |
| 未仕上げ材 | D20と表示するもの | 20% |
| | D25と表示するもの | 25% |

上の表の他に含水率が15%以下のものについて、仕上げ材では「SD15」、未仕上げ材では「D15」と表示することを可とする。

2-3 寸法

製材の日本農林規格（機械等級区分構造用製材）の寸法基準に準じて、寸法区分を表示する。

必要な寸法と測定した寸法との差が、同表に掲げる数値以下であること。ただし、設計計算により必要とされた寸法であつて、構造用として適当であると認められたもの（以下「認定寸法」という。）については、この限りでない。

(単位：mm)

| 区分 | | 必要な寸法と測定した寸法との差 | | |
|------------------|-------|-----------------|------|----|
| 木口の短辺及び 木口の長辺 | 仕上げ材 | 7.5未満 | +1.0 | -0 |
| | | 7.5以上 | +1.5 | -0 |
| | 未仕上げ材 | 7.5未満 | +1.0 | -0 |
| | | 7.5以上 | +1.5 | -0 |
| | 未乾燥材 | 7.5未満 | +2.0 | -0 |
| | | 7.5以上 | +3.0 | -0 |
| 材長 | | +制限なし | -0 | |

(注) 1 たいこ材の木口の長辺は、最小横断面における平行な2直線の短い方とする。

2 仕上げ材のうち、SD15と表示するものにあつては、同表木口の短辺及び木口の長辺の項中「-0」とあるのは、「-0.5」と読み替える。